

令和5年7月3日

保険医療機関 開設者 様

東海北陸厚生局

**施設基準の届出の確認について**

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届け出ている保険医療機関は、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされています。

つきましては、本年7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか下記の手順により貴院で確認していただき、施設基準の要件を満たしていないものがある場合に限り、「施設基準の届出の確認について（報告）」により、令和5年7月31日（月）までに郵送にて提出してください。

下記の「施設基準の届出状況の確認」が終わりましたら、必ずホームページの「歯科に係る定例報告について」の「(B) 施設基準の届出状況等の報告」欄についてもご確認ください。報告が必要な様式を【報告確認ツール】で確認の上、該当する場合は、令和5年7月31日（月）までに郵送にて提出してください。

## 記

**1. 施設基準の確認手順について****(1) 施設基準の要件の確認**

- ① 7月1日現在で貴院が届け出ている施設基準について、要件を満たしているか貴院で確認してください。
- ② 貴院が届け出ている施設基準が不明の場合は、東海北陸厚生局ホームページに掲載している「施設基準の届出受理状況」を御参照ください。

**(2) 施設基準の要件を確認した結果****① すべて要件を満たしている場合**

「施設基準の届出の確認について（報告）」の作成は不要です。

**② 要件を満たしていないものがある場合**

「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」の欄に、当該施設基準名を記入の上、「要件を満たしていない施設基準の「辞退届」と併せて提出してください。

## 2. 届出が不要となっている施設基準の要件の確認について

届出が不要となっている下記の施設基準について、診療報酬を算定している場合は、要件を満たしているか、貴院で確認してください。

なお、要件を満たしていない場合は、診療報酬を算定できませんので、御留意ください。

(届出が不要となっている施設基準の例)

※ この施設基準のみ要件を満たさない場合は、上記1(2)の報告は不要です。

- ・医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- ・明細書発行体制等加算
- ・連携強化診療情報提供料

## 3. 郵送先及び問い合わせ先

前記の報告書等は保険薬局が所在する県を管轄する事務所（愛知県にあつては指導監査課）に郵送にて提出してください。

県	郵送先 お問い合わせ先	
愛知県	東海北陸厚生局 指導監査課	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 6階 電話 052-228-6179
富山県	東海北陸厚生局 富山事務所	〒930-0085 富山市丸の内 1丁目 5番 13号 富山丸の内合同庁舎 5階 電話 076-439-6570
石川県	東海北陸厚生局 石川事務所	〒920-0024 金沢市西念 3丁目 4-1 金沢駅西合同庁舎 7階 電話 076-210-5140
岐阜県	東海北陸厚生局 岐阜事務所	〒500-8114 岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 4階 電話 058-249-1822
静岡県	東海北陸厚生局 静岡事務所	〒424-0825 静岡市清水区松原町 2-15 清水合同庁舎 3階 電話 054-355-2015
三重県	東海北陸厚生局 三重事務所	〒514-0033 津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4階 電話 059-213-3533